

# 令和5年度四日市市シティプロモーションに係るPR写真撮影等業務 仕様書

## 1 業務名

令和5年度四日市市シティプロモーションに係るPR写真撮影等業務

## 2 業務の目的

本市が誇る地場産品等のPR用写真は、市内在住者だけでなく、市外の方にも本市へ関心を持ってもらうためには重要である。そのため、イメージ写真等の撮影に関する専門技術を有する事業者へ業務委託し、視覚に訴える写真を使用することで、四日市との新たな関係人口の獲得や地域経済の活性化を図ることを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結日から令和5年11月30日（木）まで

## 4 委託業務内容

本市では、シティプロモーションの一環として本市の様々な地場産品をPRするためのリーフレットを製作していく。この「令和5年度四日市市シティプロモーションに係るPR写真撮影等業務」（以下「本業務」という。）は、そのリーフレット製作の主な構成要素となる地場産品の商品の撮影する業務である。

食べ物はシズル感あふれるおいしそうな写真、その他の商品やサービスはそれらの魅力が最大限に際立つ写真を撮影し、本市の魅力を伝えることとする。

本市の地場産品やサービス等のPRリーフレットに使用する写真の撮影や、説明画像等の制作を行う。なお、地場産品・サービスの選定やカット等の指定は四日市市が行うものとする。

### ①商品・サービスの選定

100種類（四日市市が指定する）

### ②カット等

- ・イメージ写真（メイン）
- ・商品写真（全体が分かるもの）
- ・荷姿写真（箱などに入った状態）

### ③サイズ等

②については、以下の3サイズを1セットとする

- ・600（横）×600（縦）ピクセル
- ・520（横）×323（縦）ピクセル
- ・400（横）×300（縦）ピクセル

※データ容量はいずれも5MB以下とする。

※背景は写真背景か単色背景を使用、帯や枠線をつけないもの。

※撮影した写真は、JPEG形式・カラーモードRGBで保存すること。

## 5 撮影方法等

- ・撮影場所及び撮影日時等については、受託者と地場産品提供事業者で調整すること。
- ・撮影はデジタル一眼カメラや照明等の撮影機材を十分に活用して行い、専門的な技術により、地場産品の魅力を高める写真の撮影及び加工を行うこと。

## 6 成果品の納品

原則として市からの依頼日より4週間以内に、加工前の撮影データと全ての成果品を電子媒体（DVD-R等）で四日市市広報マーケティング課に納品すること。ただし、地場産品提供事業者の希望、その他やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

## 7 委託料

委託料は、成果品の納品が完了した返礼品分を、月末締め翌月払いで受託者からの請求に基づいて指定口座に支払うものとする。なお、やむを得ない事情により撮影の一部を延期している地場産品があった場合、市担当者の要請により撮影済みの成果品を納品した場合に限り請求することができるものとする。

## 8 再委託の禁止

本業務は、原則として第三者に代行させてはならない。

## 9 その他

- ・受託者は、市担当者との連絡を密にすること。
- ・撮影は、提供事業者と撮影内容についての事前協議（構図や地場産品の返還等）を行った上で実施するものとする。
- ・撮影した写真の著作権及び所有権等については発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。
- ・本業務の履行にあたり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が受託者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、受託者が負担するものとし、その額は、委託者及び受託者が協議して定めることとする。
- ・この仕様書に定めのない事項については、四日市市及び受託者間で協議し決定するものとする。